

別表2

第30条に規定する、評価料金等を次の表のとおりとする。ただし、消費税は含むものとする。

1-1 (設計住宅性能評価の評価料金及び長期使用構造等確認の確認料金)

第30条に規定する評価料金等のうち、設計住宅性能評価の評価料金及び長期使用構造等確認の確認料金の額は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、申請一件につき同表各号の右欄に定める額とする。

(1)	住宅の品質確保促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（は）欄に掲げる額を加算した額
(3)	(1)と併せて長期使用構造等確認をする場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（に）欄に掲げる額を加算した額
(4)	(2)と併せて長期使用構造等確認をする場合	別表第1の1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（は）欄及び（に）欄に掲げる額を加算した額
(5)	長期使用構造等確認をする場合	別表第1の2（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額。なお、軽微変更該当証明をする場合は証明1回につき各表（は）欄に掲げる額

1-2 前項の別表第1の1、別表第1の2の（い）欄の床面積の合計は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄について算定する。

(1)	設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認を申請する場合（次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。）	当該評価対象建築物の延べ面積
(2)	変更設計住宅性能評価若しくは変更長期使用構造等確認を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認をセンター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計）
(3)	変更設計住宅性能評価若しくは変更長期使用構造等確認を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認をセンターから受けている場合	当初適用された料金の10分の6の料金とする（床面積の増加する部分がある場合は、合計した床面積の料金の10分の6の料金とする）
(4)	センターが設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認の審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認を申請する場合	変更後の当該評価対象建築物の延べ面積

2-1 (新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金)

第30条に規定する評価料金等のうち、建設住宅性能評価(新築住宅に係るものに限る。以下の7-2まで同じ。)の評価料金の額は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、申請一件につき同表各号の右欄に定める額とする。

なお、原則として建設住宅性能評価に係る住戸毎に定まる性能に関する検査は、本申請一件につき、評価対象住戸の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)の住戸を検査対象として抽出し、目視又は計測等により行う。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第2(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第2(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額に同表(ハ)欄に掲げる額を加算した額

2-2 前項の別表第2(イ)欄の床面積の合計は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄について算定する。

(1)	建設住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該評価対象建築物の延べ面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計)
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンターから受けている場合	当初適用された料金の10分の6の料金とする(床面積の増加する部分がある場合は、合計した床面積の料金の10分の6の料金とする)
(4)	センターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の建設工事を大規模に変更して、改めて建設住宅性能評価を申請する場合	変更後の当該評価対象建築物の延べ面積

2-3 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、2-1の規定にかかわらず、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視又は計測等を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を減じたものに、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄の額を乗じたものを、2-1に定める評価料金の額に加算するものとする。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	22,000円(税込)
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	27,500円(税込)

3-1 (他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金)

建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価(設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。)を行った者がセンターでない場合は、2-1に定める評価料金の額に、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄に定める額を加算するものとする。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額に同表(ハ)欄に掲げる額を加算した額

4-1 (室内空気中の化学物質の濃度等の測定を含む場合における建設住宅性能評価の評価料金)

建設住宅性能評価において、申請者の希望により、室内空気中の化学物質の濃度等を含めて評価する場合にあつては、2-1に定める評価料金の額に、別表第4(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額を加算するものとする。

5-1 (住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証を含む場合における住宅性能評価の評価料金)

設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価において、性能表示事項のうちセンターが定めるものについて、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は型式住宅部分等製造者認証を含む場合(いずれも構造の安定することに限る)は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第5(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄又は(ハ)欄に掲げる額を減額するものとする。

5-2 (住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証を含む場合における長期使用構造等の確認料金)

長期使用構造等の確認において、確認事項のうちセンターが定めるものについて、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は型式住宅部分等製造者認証を含む場合(いずれも構造の安定に関することに限る)は、1-1に定める確認料金の額から、別表第5(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄又は(ハ)欄に掲げる額を減額するものとする。

6-1 (建築確認業務等との合理化について)

設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請をセンターに行う場合は、1-1に定める評価料金の額から、別表第6(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額を減額するものとする。

6-2 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請をセンターに行う場合は、2-1に定める評価料金の額から、別表第6(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ハ)欄に掲げる額を減額するものとする。

7-1 (年間に相当数の申請が見込める場合の評価料金等の減額率)

年間に相当数の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、申請書等の標準化等により評価等が効率的に実施できるとセンターが判断したときは、1-1又は2-1に定める評価料金の額を、別表第7に掲げる減額率の範囲内で減額するものとする。

8-1 (共同住宅等におけるグループ分けされる設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価等」という。)並びに長期使用構造等確認の料金)

共同住宅等において、住戸の仕様が同一仕様等で同一内容の評価となる住戸を申請する場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第8の1に掲げる額を減額するものとする。

8-2 共同住宅等において、住棟の仕様が同一仕様等で同一内容の評価となるものを申請する場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第8の2に掲げる額を減額するものとする。

9-1 (電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した設計住宅性能評価の評価料金)

設計住宅性能評価の申請とともに、あらかじめ理事長が指定する電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した場合は、1-1に定める評価料金の額から、別表第9(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる額を減額するものとする。

10-1 (あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金)

あらかじめ理事長が定める日又は期間内に、設計住宅性能評価の申請をした場合は、1-1、1-2、5-1、5-2、6-1、6-2、8-1、8-2、9-1による評価料金(理事長が別に定める項目の評価料金にあつては、別表第10(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる理事長が定める係数を乗じた評価料金とする)の合計金額とする。

10-2 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に、建設住宅性能評価の申請をした場合は、2-1、2-2、2-3、3-1、4-1、5-1、5-2、6-2、8-1、8-2による評価料金(理事長が別に定める項目の評価料金にあつては、別表第10(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ハ)欄に掲げる理事長が定める係数を乗じた評価料金とする)の合計金額とする。

11-1 (建設住宅性能評価の評価料金返還について)

新築住宅に係る建設住宅性能評価において、評価の取り下げ及び解除に伴い評価料金の一部を返還する場合は、別表第11(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表(ロ)欄の率に当該評価料金(4-1に定める加算額を除く。)を乗じた額(10円未満は切り捨てる。)とする。ただし、評価料金が支払われていない場合には、この規定により計算した額を当該評価料金から減じて請求するものとする。

11-2 室内空気中の化学物質の濃度等の評価の取り下げ及び解除を行った場合は、前項の規定にかかわらず、測定日の前日までに取り下げ及び解除を行った場合に限り、4-1に定める加算額全てを返還するものとする。なお、測定を実施した日以降は返還しない。

12-1 (建設住宅性能評価の再検査評価料金等)

建設住宅性能評価において、再検査(センターが新築に係るものの検査において不適合と判定した事項の是正状況を確認する二次判定のために行う現地検査をいう。)及び室内空気中の化学物質の濃度等の再測定を行う場合若しくは、工区分けなどの理由で追加検査を行う場合においては、センターはその検査及び測定に係る費用を2-1から6-2に定める評価料金の額とは別に請求することができる。

13-1 (住宅性能評価書、長期使用構造等確認書及び軽微変更該当証明の再交付等の申請料金)

申請者は、施行規則第4条第4項又は第7条第4項の規定による住宅性能評価書再交付申請並びに第7条第5項の規定による建設住宅性能評価書再交付申請を細則別記評第18号様式により、長期使用構造等確認書再交付申請を細則別記評第19の1号様式により、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明再交付申請を細則別記評第19の2号様式により申請することができる。この場合の料金の額は、各申請一件につき3,300円(税込)とする。

別表第1の1 設計住宅性能評価の評価料金

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額 ()内は税抜料金	(は) 必須4分野以外の分野について 評価する場合(ろ)に加算する額 ()内は税抜料金	(に) 長期使用構造等確認を合わせて 行う場合に(ろ)に加算する額 ()内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	68,200 (62,000)	m×1,100 (m×1,000)	5,500 (5,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	71,500 (65,000)		
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	79,200 (72,000)		
	300㎡を超えるもの	83,600 (76,000)		
共同住宅等	200㎡以内のもの	69,300 + M× 12,100 (63,000 + M× 11,000)	M×m×1,100 ^{※2} (M×m×1,000)	5,500 + M×2,200 (5,000 + M×2,000)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	85,800 + M× 12,100 (78,000 + M× 11,000)		
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	93,500 + M× 12,100 (85,000 + M× 11,000)		
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	112,200 + M× 12,100 (102,000 + M× 11,000)		
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	246,400 + M× 9,900 (224,000 + M× 9,000)		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	388,300 + M× 8,800 (353,000 + M× 8,000)		
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	512,600 + M× 8,800 (466,000 + M× 8,000)		
	50,000㎡を超えるもの	1,126,400 + M× 8,800 (1,024,000 + M× 8,000)		

M：評価対象戸数

m：必須以外で評価を行う分野数（4以上の場合はm＝4とする。）

※1（ろ）は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6（ろ）の料金を減額する。

※2 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×4,400を加算する。

※3 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。

別表第1の2 長期使用構造等の確認料金

単位:円(税込)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 長期使用構造等の確認をする場合 及び軽微変更該当証明をする場合 (は)の場合を除く。)の額 ()内は税抜料金	(は) 軽微変更該当証明をする場合の額 (変更に係る直前の長期使用構造等 確認をセンターから受けている場合に 限る。) ()内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	73,700 (67,000)	5,500 (5,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	77,000 (70,000)	
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	84,700 (77,000)	
	300㎡を超えるもの	89,100 (81,000)	
	200㎡以内のもの	74,800 + M× 14,300 (68,000 + M× 13,000)	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	91,300 + M× 14,300 (83,000 + M× 13,000)		
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	99,000 + M× 14,300 (90,000 + M× 13,000)		
1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	117,700 + M× 14,300 (107,000 + M× 13,000)		
3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	251,900 + M× 12,100 (229,000 + M× 11,000)		
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	393,800 + M× 11,000 (358,000 + M× 10,000)		
10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	518,100 + M× 11,000 (471,000 + M× 10,000)		
50,000㎡を超えるもの	1,131,900 + M× 11,000 (1,029,000 + M× 10,000)		

M：確認対象戸数

※1 (ろ)は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6 (ろ)の料金を減額する。

※2 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。

※3 (は)は、変更内容により減額することができる。ただし減額後の額は2,200円以上とする。

別表第2 建設住宅性能評価（新築住宅に限る。）の評価料金

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額 () 内は税抜料金	(は) 必須4分野以外の分野について 評価する場合(ろ)に加算する額 () 内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	114,400 (104,000)	m×1,100 (m×1,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	126,500 (115,000)	
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	149,600 (136,000)	
	300㎡を超えるもの	171,600 (156,000)	
共同住宅等	200㎡以内のもの	N× 26,400 + M× 15,400 (N× 24,000 + M× 14,000)	M×m×1,100 (M×m×1,000)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	N× 35,200 + M× 15,400 (N× 32,000 + M× 14,000)	
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	N× 45,100 + M× 15,400 (N× 41,000 + M× 14,000)	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	N× 107,800 + M× 15,400 (N× 98,000 + M× 14,000)	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	N× 157,300 + M× 13,200 (N× 143,000 + M× 12,000)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	N× 206,800 + M× 13,200 (N× 188,000 + M× 12,000)	
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	N× 402,600 + M× 13,200 (N× 366,000 + M× 12,000)	
	50,000㎡を超えるもの	N× 807,400 + M× 13,200 (N× 734,000 + M× 12,000)	

M：評価対象戸数

N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）

m：必須以外で評価を行う分野数（4以上の場合はm=4とする。）

※1 共同住宅等に[音環境に関する事]を評価する場合は見積とする。

※2 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。

※3 変更申告書1申請につき5,500円（計算を要しない等の簡易なものは2,200円。計算書等が複数ある場合は1計算書等ごとに5,500円。）（税込み）

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額 () 内は税抜料金	(は) 必須4分野以外の分野について 評価する場合(ろ)に加算する額 () 内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	34,100 (31,000)	m × 550 (m × 500)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	35,750 (32,500)	
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	39,600 (36,000)	
	300㎡を超えるもの	41,800 (38,000)	
共同住宅等	200㎡以内のもの	34,650 + M × 6,050 (31,500 + M × 5,500)	M × m × 550 (M × m × 500)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	42,900 + M × 6,050 (39,000 + M × 5,500)	
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	46,750 + M × 6,050 (42,500 + M × 5,500)	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	56,100 + M × 6,050 (51,000 + M × 5,500)	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	123,200 + M × 4,950 (112,000 + M × 4,500)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	194,150 + M × 4,400 (176,500 + M × 4,000)	
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	256,300 + M × 4,400 (233,000 + M × 4,000)	
	50,000㎡を超えるもの	563,200 + M × 4,400 (512,000 + M × 4,000)	
<p>M：評価対象戸数</p> <p>m：必須以外で評価を行う分野数（4以上の場合はm=4とする。）</p> <p>※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合は見積とする。</p> <p>※2 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。</p> <p>※3 変更申告書1申請につき2,200円（計算を要しない等の簡易なものは1,100円）（税込み）</p>			

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

単位：円（税込）

	(い) 測定を行う化学物質	(ろ) 建設住宅性能評価の評価料金の加算額
一戸建ての住宅・ 共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	見積
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	見積

注意

1. 測定の方法は、簡易測定機器（測定サンプラーによるパッシブ採取方式）による。
2. 評価方法基準6-3（3）イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

別表第5 住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証を含む場合の評価料金の減額
及び長期使用構造等の確認料金の減額（構造の安定に関することに限る）

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金若しくは長期使用構造等の確認料金から減ずる額 () 内は税抜き料金	(は) 建設住宅性能評価の評価料金から減ずる額 () 内は税抜き料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	20,900 (19,000)	27,500 (25,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	23,100 (21,000)	38,500 (35,000)
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	23,100 (21,000)	38,500 (35,000)
	300㎡を超えるもの	23,100 (21,000)	38,500 (35,000)
共同住宅等	200㎡以内のもの	33,000 + M×3,300 (30,000 + M×3,000)	N× 6,600 + M×7,700 (N× 6,000 + M×7,000)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	34,100 + M×3,300 (31,000 + M×3,000)	N× 12,100 + M×7,700 (N× 11,000 + M×7,000)
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	38,500 + M×3,300 (35,000 + M×3,000)	N× 16,500 + M×7,700 (N× 15,000 + M×7,000)
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	50,600 + M×3,300 (46,000 + M×3,000)	N× 59,400 + M×7,700 (N× 54,000 + M×7,000)
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	86,900 + M×2,200 (79,000 + M×2,000)	N× 85,800 + M×7,700 (N× 78,000 + M×7,000)
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	144,100 + M×2,200 (131,000 + M×2,000)	N× 90,200 + M×7,700 (N× 82,000 + M×7,000)
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	183,700 + M×2,200 (167,000 + M×2,000)	N× 107,800 + M×7,700 (N× 98,000 + M×7,000)
	50,000㎡を超えるもの	372,900 + M×2,200 (339,000 + M×2,000)	N× 154,000 + M×7,700 (N× 140,000 + M×7,000)
M：評価対象戸数			
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）			

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をともに申請する場合の評価料金等の減額

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金 又は長期使用構造等の確認料金から 減ずる額 () 内は税抜料金	(は) 建設住宅性能評価の評価料金から 減ずる額 () 内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	5,500 (5,000)	5,500 (5,000)
	100㎡を超え200㎡以内のもの	6,600 (6,000)	6,600 (6,000)
	200㎡を超え300㎡以内のもの	7,700 (7,000)	7,700 (7,000)
	300㎡を超えるもの	8,800 (8,000)	8,800 (8,000)
共同住宅等	200㎡以内のもの	5,500 (5,000)	9,900 (9,000)
	200㎡を超え500㎡以内のもの	6,600 (6,000)	13,200 (12,000)
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	7,700 (7,000)	16,500 (15,000)
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	8,800 (8,000)	20,900 (19,000)
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	11,000 (10,000)	24,200 (22,000)
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	16,500 (15,000)	26,400 (24,000)
	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	20,900 (19,000)	31,900 (29,000)
	50,000㎡を超えるもの	31,900 (29,000)	36,300 (33,000)

別表第7 年間に相当数の申請が見込める場合の評価料金等の減額率

年間に見込める申請の数	住宅性能評価又は長期使用構造等確認の料金の減額率の上限
50件以上	30%

別表第8の1 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等の減額

単位：円（税込）

設計住宅性能評価等又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額の上限 () 内は税抜料金	M×3,300 (M×3,000)
M：同タイプの住戸数	

別表第8の2 共同住宅等で同タイプの住棟が多い場合等の減額

単位：円（税込）

設計住宅性能評価等又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額の上限 () 内は税抜料金	M×3,300 (M×3,000)
M：同タイプである住棟の戸数	

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

単位：円（税込）

(い) 区分	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額 ()内は税抜料金
一戸建ての住宅	1,100 (1,000)
共同住宅等	1,100+M×1,100 (1,000+M×1,000)
M：評価対象住戸数	

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に行った場合の住宅性能評価料金

及び長期使用構造等の確認料金に乗ずる係数

(い) 区分	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金及び長期構造等の 確認料金に乗じる係数	(は) 建設住宅性能評価の評価料金に乗じる係数
一戸建ての住宅	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7
共同住宅等	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7
理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が別に定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。		

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

	(い) 申請の取り下げを行った時期	(ろ) 当該評価料金に乗ずる率
一戸建ての住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
	第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
	第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.20
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から最終回(竣工時)の現地検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N + 0.05) \}$
J：評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数		
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）		